

「みえ観光人材みらいNAVI」の拡充等業務 業務仕様書

1 業務の目的

本県では、観光業界の将来的な担い手確保を目的に、転職希望者や担い手となる若者・その保護者に向けて観光産業の魅力を発信するため、令和6年度にポータルサイト「みえ観光人材みらいNAVI」（以下、ポータルサイトとする。）を立ち上げ、観光産業の紹介や従業員等のインタビュー記事を掲載し、情報発信している。

本業務は、ポータルサイトに新たに観光事業者の生産性向上や観光防災等の取組を紹介するページや、県や国の事業を紹介する一覧ページを作成する等、観光事業者が情報収集先として活用できるようサイトの充実を図ることで、転職希望者や担い手となる若者だけでなく、観光産業に関わる多くの人々が活用できるポータルサイトとして改修することを目的に実施するものである。

2 業務名

「みえ観光人材みらいNAVI」の拡充等業務

3 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

ポータルサイト (<https://mie-kanko-mirai-navi.pref.mie.lg.jp/>) の内容を拡充させるため、以下（1）～（6）の業務を実施すること。

（1）事業者の取組紹介記事の作成

- 観光事業者や観光事業者を支援する機関（DMOや観光協会、商工会議所・商工会等）向けに、県内観光事業者が推進する生産性向上や人材確保・育成・定着、観光防災の取組を取材し、その紹介記事を作成すること。
- 生産性向上や人材確保・育成・定着に関する取組については、県の事業である「令和7年度観光産業の生産性向上推進事業」及び「観光事業者の人材戦略支援事業」に参加している事業者から選定し、取材のうえ記事を作成すること。なお、上記事業の参加事業者一覧は、県から提供するものとする。

※上記事業は、観光事業者の生産性向上や人材確保・育成・定着に関する課題について、専門家を派遣し、個別コンサルティングによる伴走型支援を通して、事業者が課題解決に取り組むもの。

参考①：<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0361200046.htm>

参考②：<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0361200054.htm>

- 観光防災の取組については、防災対策やBCP策定等観光客や観光事業者を災害や危機から守るための取組を推進している県内事業者を選定し、取材のうえ記事を作成すること。なお、事業者に候補があれば、提案すること。
- 紹介する事業者数は、生産性向上や人材確保・育成・定着に関する取組につい

ては3者、観光防災の取組については少なくとも1者以上とすること。なお、最終的に県と協議のうえ、紹介する事業者を確定させること。

- ・記事の内容は、取組内容、取組に対する成果、苦慮した点等を含み、1記事あたり7,000字程度で紹介すること。
- ・取材する事業者への連絡、スケジュール調整等、インタビュー実施に係る一切の調整は、受託事業者が実施すること。
- ・許可等が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・人物の掲載等にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。

(2) 事業者の取組紹介記事を掲載するまとめページの作成

- ・「(1) 事業者の取組紹介記事の作成」において作成した記事を掲載するまとめページを作成すること。
- ・当該まとめページは、ポータルサイト内に作成すること。

(3) 県や国等の事業紹介一覧ページの作成

- ・県や国が行っている観光事業者を対象とした事業（補助金、セミナー等）を紹介する一覧ページを作成すること。
- ・当一覧ページは、県や国が行っている観光事業者を対象とした事業を一覧で確認できることを目的として作成すること。なお、当ページ内で事業の詳細を紹介する機能は必須とせず、事業名や締切等の情報が掲載でき、該当の事業ページに遷移できる設計となっていればよい。
- ・本業務終了後は、県担当者が県や国の事業情報を適宜追加・削除するため、Webサイトの専門知識がない県担当者であっても、容易に追加・削除等の編集作業ができる設計とすること。
- ・当事業紹介一覧ページは、ポータルサイト内に作成すること。

(4) 従業員等へのインタビュー記事の作成

- ・転職希望者や担い手となる若者・その保護者を対象として、県内観光事業者の魅力が伝わるよう、従業員等のインタビュー記事を作成すること。
- ・インタビュー内容は少なくとも業務内容・働き方、働くきっかけ、仕事に対する思い等、2,000字程度で紹介すること。
- ・インタビュー記事は、少なくとも2件以上作成すること。
- ・働き方改革・生産性向上等に積極的に取り組んでいる事業者をインタビュー対象とし、インタビューする事業者は、県と協議のうえ確定させることとする。なお、独自にインタビュー先を提案することも可とする。
- ・インタビューする事業者への連絡、スケジュール調整等、インタビュー実施に係る一切の調整は、受託事業者が実施すること。

- ・許可等が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・人物の掲載等にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。

(5) ポータルサイトの構成・デザイン

- ・業務内容（1）～（3）は観光事業者や観光事業者を支援する機関を、（4）は転職希望者や担い手となる若者・その保護者を対象として Web ページを作成するにあたり、上記サイト閲覧者にとってわかりやすいサイト構成・デザインとすること。
- ・既存のサイト構成・デザインを変更することも可とする。

(6) Web ページ作成にかかる留意点

(全体の機能要件)

- ・ポータルサイトは WordPress を用いて作成しているため、新たに作成する Web ページも WordPress を用いて作成すること。
- ・WordPress のバージョンは常に最新の状態となるようアップデートすることとし、更新にあたっては、動作確認及びバックアップを併せて行うこと。
- ・ドメインについては、メインドメインの一部として新しいディレクトリを設定し、それを活用して Web ページを作成すること。
- ・キーワード検索の際に上位に表示されるよう SEO 対策（検索エンジン最適化）を施すこと。
- ・Web ページ閲覧者にかかるアクセス解析機能を設けるとともに、解析データの csv ダウンロード機能を設けること。なお、解析には「Google Analytics」を用いること。
- ・ポータルサイトのサーバは、さくらのレンタルサーバビジネスプロを利用しているが、サーバレンタル費用は見積りに計上する必要はない。
- ・テストサイトを作成し、公開前に県が事前に確認できるようにすること。

(デザイン)

- ・全ページをレスポンシブルウェブデザインとし、PC・スマートフォン等使用媒体に合わせて表示を最適化すること。
- ・新たに作成する Web ページについては、ポータルサイトとの一貫性が保たれるデザインとすること。なお、ポータルサイトで使用しているイラストについては、必要に応じて県から提供する。
- ・画像やイラスト、人物等の素材を使用する際には、著作権、肖像権等の問題が発生しないようにすること。著作権、肖像権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

(管理運営・動作保障)

- ・障害対応、保守・点検、不正アクセス防止等のセキュリティ対策及び効果測定を

行い、その結果をもとに、継続的に管理運営方法の改善を行うなど、ウェブサイトの安定稼働に努めること。また、必要に応じて、最新のバージョンへのアップデートを実施すること。

- ・管理者画面等については、県の利用環境としてOSはWindows11、ブラウザはMicrosoft Edge及びGoogle Chromeでの動作確認を行うこと。
- ・一般利用者環境として、特定のブラウザに依存がなく閲覧ができるよう、特にMicrosoft Edge、Safari、Chrome等での動作確認を行うこと。
- ・スマートフォンやタブレット端末については、iPhone/iPad、Androidの一般的な端末機で表示できるよう動作確認を行うこと。

(保守サポート)

- ・本業務契約終了後も円滑な運用を確保するため、各種手順等を記載したサイト管理者用マニュアルを作成し、必要に応じて操作方法の説明を行うこと。なお、マニュアルデータは、県においても編集可能なPowerPoint形式等により納品すること。
- ・障害が発生（不正なアクセスやシステムへの攻撃、ウイルス等による障害の発生を含む。）した場合には、速やかに県に報告を行った上で、障害箇所の切り分け作業、影響範囲の調査、即時対応、根本対応を行うこと。
- ・障害対応を実施した場合において、受託者は県が指定する期日までに、障害が生じた具体的内容、原因、実施した対応措置等を取りまとめた報告書を提出すること。

(その他)

- ・契約満了もしくは契約解除に伴ってサイト保守業者が変更となる場合は、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な引継ぎを行うこと。
- ・権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- ・業務完了後、1年以内に受託者の責めに帰すべき事由による障害等が発生した場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、これに要した費用はすべて受託者の負担とする。

5 事業実施報告書の作成

事業全体の実施内容を記載した事業実施報告書を作成し、提出すること。

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。
連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、県庁舎内及び観光事業者の事業所等において業務を遂行する際は、社員証等の受託者であることが証明できるものを携帯すること。

7 納品物

- (1) Web サイトコンテンツ一式（CD-ROM 等）
- (2) 操作マニュアル（電子データ、正本 1 部）
- (3) 事業実施報告書：電子媒体、紙媒体（原則として A 4 版、両面印刷）各 1 部
- (4) その他、実施内容の説明に必要なと思われる資料

8 納入場所

下記 1 4 に示す所属

9 納入期限

令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

10 費用の負担

本業務の履行に必要な備品は、受託者が負担すること。

11 業務実施上の条件

- (1) 業務の遂行や仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し進めること。
- (2) 上記協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。業務実施内容の変更や、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。

12 損害賠償

- (1) 受託者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受託者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により三重県に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受託者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、三重県は一切の責めを負わないものとする。ただし、三重県の責めに帰する場合はこの限りではない。

13 特記事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知っ

- たときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
 - (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
 - (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
 - (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
 - (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
 - (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
 - (9) 受託者が（8）イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
 - (10) 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

14 担当部局

三重県観光部観光戦略課 福田、山際

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2830

Email：kankost@pref.mie.lg.jp